

「京都市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称）」骨子案に対して市民の皆様からお寄せいただいた御意見と御意見に対する本市の考え方

1 市民意見募集の結果

(1) 実施期間

平成23年12月15日～平成24年1月16日

(2) 御意見数

655件（内訳は次項のとおり）

2 御意見の内容と本市の考え方

(1) 条例骨子案全般（67件）

番号	御意見	件数	本市の考え方
1	骨子案に賛同する。	22	骨子案に沿った条例を制定することにより、引き続き児童福祉施設に入所している者が、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障してまいります。
2	子どもたちの命を守るための基準を緩めるのは断固反対する。	9	骨子案は、整備省令による改正後の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年12月29日付け厚生省令第63号。以下「省令」といいます。）による基準を一部引き上げるものであり、緩和するものではありません。現在のところ、省令による基準から緩和する予定はありません。
3	しっかりと基準が維持されるように職員を指導して欲しい。	6	児童福祉施設に対しましては、これまでも定期的に監査を実施し、省令による基準が順守されているかの確認を行っております。新たに条例で制定される基準につきましても、順守されるように指導してまいります。
4	現在の最低基準が維持、向上するようにして欲しい。	3	骨子案のとおり、従来の省令による基準を維持、向上する予定です。
5	子どもが明るく健やかに育つ制度にして欲しい。	3	省令による基準がこれまで果たしてきた役割を鑑みると、省令による基準を一部上回る内容を定めようとする本市の基準は、児童福祉施設に入所している者が、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものであると認識しております。
6	子どもの安全が守られる基準にして欲しい。	2	骨子案は、関係団体の御意見を踏まえて策定したものであり、児童福祉施設の現場を預かる皆様の御意見を反映して定めたものであります。また、パブリック・コメントを通じて、児童福祉施設を利用する保護者や職員の皆様の御意見もお伺いさせていただいたものと考えております。
7	現場の声を聞いて基準を決めるべきである。	2	より実態に即した条例となるよう、本市の実情等も勘案し、今回の条例案を策定したところですが、今後も社会情勢の変化等も踏まえ、常に施設に入所する児童の育成に寄与する基準となるよう、必要に応じて適切な見直しを実施してまいります。
8	効果的な取組となるようお願いしたい。	2	昼間里親制度は家庭的保育事業として位置付けられており、省令の対象とする児童福祉施設ではないことから、条例による基準制定の対象外としております。
9	昼間里親においても基準を規定すべきである。	2	児童福祉施設の設備運営基準は、施設に入所する児童の健全育成の観点から検討されるべきものであり、必要に応じて、適宜、見直しを伴うものであると認識しております。
10	配置基準や施設基準について関係者の既得権とならないように配慮すべきである。	2	条例で罰則を規定することまでは考えておりませんが、基準が順守されないと児童処遇の低下を招く等の影響が懸念されることから、定期的な監査の機会等を通じて、厳しく指導してまいります。
11	罰則規定を設けて児童福祉施設の運営者に基準を遵守させて欲しい。	2	本市の児童福祉予算は、経済的支援策も含めて、平成14年度予算が約429億円であるのに対し、平成24年度予算は約734億円と、この10年間で約305億円増の予算の拡充を図っております。
12	児童福祉施設に対する予算の拡充をして欲しい。	2	学童保育所は、児童厚生施設に該当しないため当該条例の対象となりませんが、国が示す放課後児童クラブガイドラインや本市の児童館活動指針を踏まえた運営を行っております。
13	学童保育においても保育所のような基準を定めるべき。	1	

番号	市民の皆様の御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
14	最低基準は国が責任を持って規定すべきである。	1	地域主権改革の一環として、設備運営基準の制定が条例に委任されていることから、今後は本市において条例で基準を制定することとなりました。しかしながら、権限の委任によって国の責任が免除される性質のものではなく、国において必要な財源をしっかりと担保するよう、引き続き要望してまいります。
15	安心して子どもを産み、育てる環境が構築するように国がもっと責任を果たすべきである。	1	特に「児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員」については、入所児童の安全確保等の観点から、「健全な心身を有し」た者としたものであり、障害のある方を排除する趣旨ではありません。
16	職員の要件が健全な心身を有していなければならないというのは、障害者への差別ではないか。	1	子育て支援世帯に対する経済的な支援は、様々な手当等の施策により担われており、本市としては児童福祉施設の環境整備による支援の充実を図ることと併せて、多面的に子育て世帯を支援してまいりたいと考えます。
17	児童福祉施設を利用しない市民への経済的支援を充実すべきである。	1	「はばたけ未来へ！京プラン」（京都市基本計画）でもお示しているとおおり、市民ぐるみ・地域ぐるみで子育てを支え合うしくみづくりを行い、子どもを生き育てる喜びを実感できるまち、子どもたちが「京都で育ってよかったね」といえるまちづくりに努めてまいります。
18	職員処遇の改善よりも子育て世帯を直接に支援する政策を進めて欲しい。	1	省令による基準が、児童福祉施設に入所する者の心身ともに健やかな育成を保障してきた経過を踏まえると、これまでの制度に沿った形で本市の基準を定めることが子どもの最善の利益に資するものであると考えます。事故防止については、各児童福祉施設に対して、引き続き適切な指導を行ってまいります。
19	すべての人が幸せで生きていくための力がみなぎる世の中にして欲しい。	1	
20	地域の子育て支援事業の推進を図ることができるように規定の整備をして欲しい。	1	
21	このような不十分な基準で、事故が発生したときに京都市はどのように責任を取るのか。	1	
22	子どもの最善の利益のために骨子案を1から考え直すべきである。	1	

2 助産施設に関する御意見

なし

3 乳児院に関する御意見

なし

4 母子生活支援施設に関する御意見

なし

5 保育所に関する御意見（580件）

番号	市民の皆様の御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
1	3歳児以上の食事の提供について、外部搬入を認めず、自園調理とすべきである。	55	食育上の観点から自園調理が望ましいと考えますが、設備上の制約が認められる保育所も存在すること、また、既存施設の改修等の事情により、一時的に自園調理対応ができないことも想定されることから、既存施設への影響を考慮して、省令どおりの基準としております。
2	特例保育・延長保育（長時間保育）をカバーする保育士配置基準を規定すべきである。	38	特例加配、休憩加配については、従来より本市の補助金で社団法人京都市保育園連盟が実施している京都市民間保育園職員給与等運用事業（以下「プール制」といいます。）における職員配置基準の算定に当たって考慮しており、加配につきましては引き続きプール制で対応する予定です。
3	0歳児・1歳児の保育士の配置基準を充実させるべきである。	34	1歳児については省令による基準を上回る保育士の配置基準を規定することを予定しております。 なお、配置基準の更なる充実については、国の予算措置、周辺地域における保育士の確保の状況等を踏まえて、検討してまいります。
4	職員配置については、常勤職員に限定すべきである。	26	多様な保育需要や保育士の多様な勤務形態に係る需要に柔軟に対応できるようにするため、短時間保育士の導入を認められた経過や一部地域において保育士の確保が困難であることから、職員配置について常勤職員に限定する予定はありません。
5	子どものために保育士の配置基準を充実させて欲しい。	26	保育士の歳児別配置基準につきましては、従来の省令による基準からプール制基準まで引き上げる予定です。

番号	市民の皆様の御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
6	調理員の配置基準を明記し、充実させるべきである。	25	調理員の加配については、従来よりプール制における職員配置基準の算定に当たって考慮しており、加配につきましては引き続きプール制の枠内で対応する予定です。
7	事業の継続性及び安定性を担保するために、運営主体を非営利法人に限定すべきである。	21	本市においては、運営法人のいかに関わらず、施設に対する監査を通じて、健全な施設運営が図られるように努めてまいります。
8	京都市独自の配置基準が堅持されたことを評価する。	18	保育士の配置基準については、プール制基準が、京都の保育水準の向上に貢献してきた経過を踏まえ、今回の条例によって、省令による歳児別配置基準をプール制による歳児別配置基準まで引き上げます。
9	給食については、完全給食を実施すべきである。	17	設備上の制約により完全給食の対応ができない施設も存在することから、すべての施設に義務付けることは困難であると考えます。
10	保育予算が40億円では少なすぎる。無駄な事業を見直すことにより、保育予算を増やして欲しい。	17	平成24年度の保育予算は、31,421,900千円であり、前年度と比較しても338,015千円の増額となっております。本市では、厳しい財政状況下においても、保育予算の拡充を図っております。
11	緊急時対応及び子育て支援の拠点として、全行政区に公営保育所を設置すべきである。	16	公営保育所につきましては、「福祉施策のあり方専門検討分科会」の最終意見を踏まえて、別途、基本方針案につき、市民の皆様の御意見をお伺いさせていただいております。
12	現在の保育所最低基準を引き下げないで欲しい。	16	今回の条例によって、現在の保育所最低基準から引き下げるものではありません。 なお、保育士の歳児別配置基準につきましては、従来の省令による基準からプール制基準まで引き上げる予定です。
13	屋外遊戯場については、安全性の観点から保育所の敷地内又は隣接地に限定すべきである。	14	屋外遊戯場は保育所の敷地内や隣接地にあることが望ましいと考えますが、物理的に保育所の敷地内や隣接地に十分な広さの園庭を確保できない場合もありますので、これまでと同様に付近を認めることにしました。
14	子どもの生活の場である面積基準を引上げて欲しい。	13	省令による基準が、保育所に入所する者の心身ともに健全やかな育成を保障してきた経過を踏まえると、現在の面積基準には一定の合理性が認められるものと考えます。また、既存の保育所に与える影響を配慮した結果、面積基準については従来の基準と同等とします。
15	施設長、栄養士、事務員、保健師、相談員（ソーシャルケースワーカー）の配置を規定すべきである。	12	施設長、栄養士、事務員、保健師、相談員（ソーシャルケースワーカー）の配置は、大変望ましいものと考えておりますが、すべての保育所において配置されていない現状を鑑みると、配置を義務付けることは困難な状況です。
16	現在の保育環境を維持して欲しい。	12	従来の省令による基準を維持・向上させるものであるため、現在の保育環境は維持・向上できるものと考えます。
17	調理室の廃止に反対する。すべての保育所から調理室がなくならないようにすべきである。	12	保育所には調理室の設置を義務付けており、調理室を廃止するものではありません。
18	民間保育所の水準を確保するために、職員待遇を確保し、公民格差を是正する統一給与表を規定すべきである。	10	統一給与表については、条例によって規定する対象ではないと考えます。
19	詰め込み保育にならないようにして欲しい。	10	定員弾力化による児童の受入れに際しては、面積基準を順守することを条件としております。また、面積基準の緩和は行いません。
20	アレルギー児童の対応に配慮すべきである。	9	アレルギー児童の対応については、一定の配慮を行っているところであり、条例案の「食事は・・・入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない（第15条第3項）」の規定に含まれていると考えております。
21	保護者の家計に与える影響を考え、保育料を減免して欲しい。	9	保育料は世帯の所得に応じて決定しており、保護者の収入に見合った保育料設定を行っております。また、本市では独自に国基準の保育料から約29.2億円（平成24年度予算）の保育料負担軽減策を実施しております。現在の水準以上の保育料軽減策の実施は困難な状況です。
22	プール制で保障されてきた加配基準をすべて条例で制定すべきである。	8	国においては、保育士の歳児別配置基準を除き、配置基準を省令で担保していないことから、引き続きプール制予算の範囲で対応してまいります。
23	国基準を上回る基準設定のために発生する経費はすべて京都市の負担とすることを明記すべき。	8	国基準を上回る基準設定のために要する経費は、従来の保育予算全体の中で対応することとしております。
24	プール制の改善を図り、職員処遇の向上を図って欲しい。	8	プール制につきましては、平成21年度にプール制検討委員会で見直しの議論がなされており、一定の改善が図られたと考えております。
25	「食育」が大切にされるなら、手作りの給食や手作りのおやつを提供するなど給食を充実させて欲しい。	7	手作りの給食やおやつ等の普及は望ましいことと考えますが、条例で一律に義務付けることは困難であると考えます。

番号	市民の皆様の御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
26	公的な保育を守ることが重要である。現在の保育制度を変えないで欲しい。子ども子育て新システムには反対である。	7	今回の条例化は、地方分権改革推進計画の一環として実施されたものであり、国において検討されている「子ども・子育て新システム」とは直接関係するものではありません。
27	設備基準については、現行水準の維持、向上を図って欲しい。	7	設備基準につきましては、従来の基準を維持しております。引き続き、基準を上回る水準の維持・向上が図られるように努めてまいります。
28	保護者が安心して預けられる保育園にして欲しい。	7	保育園を利用する児童はもちろんのこと、保護者も安心して子どもを預けることのできる保育園の環境を整えてまいります。
29	子どもが安全に生活できる保育園にして欲しい。	6	
30	食事に関する水準を設定すべきである。	6	条例による義務付けは予定しておりませんが、新「京（みやこ）・食育推進プラン」に基づく取組を推進することにより、保育所給食の水準の引き上げを図ってまいります。
31	保育士の配置基準を引き下げないで欲しい。	6	保育士の歳児別配置基準は、従来の省令による基準を引き上げる予定でです。
32	ホール、食堂の設置を規定すべきである。	6	物理的な制約もあるため、既存の保育園に対する影響を配慮すると、ホール及び食堂の設置を義務付けることは困難であると考えます。
33	保育所の新設や増改築を積極的に進めて欲しい。	5	待機児童の解消を図るため、地域の需要やバランスを踏まえたうえで、引き続き保育所の整備を進めてまいります。
34	保育所の設備や運営基準を低下させる内容であり、質の高い保育が確保できるのか疑問である。	5	骨子案の内容は従来の基準を維持・向上するものであり、これまでの基準が質の高い保育を担保してきたことに鑑み、引き続き質の高い保育が確保できると考えます。
35	面積基準を緩和しなかったことを評価する。	4	子どもが日常的な生活を送る場として、従来の水準から引き下げるべきではないと考えます。
36	障害児や気になる子どもに対応するための保育士配置基準を規定すべきである。	4	条例では規定しておりませんが、従来から障害児及びアナフィラキシーショック児に対しては、本市で独自に保育士加配を実施しております。
37	職員が安心して働ける保育園にして欲しい。	4	子どもの健全育成を第一義に考えたうえで、そのために必要な範囲で、職場環境についても配慮してまいります。
38	勝手に保育時間を短縮したり、休園したりする保育園があるので、開所期間（日数）及び開所時間を規定すべきである。	4	開所期間や開所日数を条例化する予定はありませんが、所定外の休園や保育時間の短縮が図られないことがないように指導を強化してまいります。
39	保育の質を高めると言いながら、補助金の配分が減少する保育園が存在するのはおかしい。	4	条例化に伴いプール制補助金の各保育園に対する配分金に増減が生じることがありますが、増減の幅は軽微なものであり、保育園の運営に影響をもたらすほどのものではなく、これによって保育の質が低下することはないと考えております。
40	保育時間は、通常保育時間の8時間30分又は特例保育時間の10時間30分にすべきである。	4	今回の条例制定に当たっては、省令の基準に従い、保育時間は8時間としておりますが、本市におきましては、予算措置による加配を活用して、業務水準としてはこれまでどおり午前8時30分から午後5時までの8時間30分の開所時間とするように指導してまいります。
41	保健師や看護師を配置すべきである。	4	保健師や看護師の配置につきましては、人材確保が困難な実情もありますので、乳児6人以上を入所させる保育所については、保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことにより、配置を促していきたいと考えます。
42	保育士確保のためにも、保育士の給与を引上げて、誇りをもって仕事ができるようにして欲しい。	3	保育士不足は、保育水準の維持・向上に影響を及ぼす可能性があることから、プール制等に対する財政支援を行っているところです。
43	保育士の人件費を削減しない制度にして欲しい。	3	従来の予算の枠組みの範囲内での対応を予定しておりますので、条例の制定によって人件費が削減されることはありません。
44	「おおむね」という含みを持たせた配置基準の規定には反対である。	3	途中入所児童の対応や職員の欠勤等により、やむを得ず基準を一時的に満たせないことも想定されますので、「おおむね」とすることとしました。
45	保育所の園庭を廃止しないで欲しい。	3	保育所には屋外遊戯場の設置を義務付けており、園庭を廃止するものではありません。
46	公営保育所の民営化には反対である。	3	公営保育所につきましては、「福祉施策のあり方専門検討分科会」の最終意見を踏まえて、別途、基本方針案につき、市民の皆様の御意見をお伺いさせていただいているところです。
47	保育士の配置基準は満年齢ではなく、4月1日現在の年齢で配置基準を規定すべきである。	2	保育士の配置基準としては満年齢となりますが、4月1日現在の年齢基準で運営費を支給することになりますので、各保育所に対しましては、4月1日現在の年齢で配置基準を順守するように指導してまいります。

番号	市民の皆様の御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
48	面積が子どもの活動面積であることを明記すべきである。	2	保育室の面積は、原則として子どもの活動面積となっており、トイレや押入れの面積は、保育室の面積に含めるものではありません。
49	外部搬入を認めて、弁当持参などの保護者負担の軽減を図るべきである。	2	外部搬入は、満3歳以上の幼児に対して食事を提供する場合に、一定の要件を満たした場合に限り例外的に認められるものです。
50	職員配置基準は、「京都市営保育所職員配置基準」に準拠すべきである。	2	保育士の歳児別配置基準は、「京都市営保育所職員配置基準」もプール制の配置基準と同一の基準を採用しております。
51	職員配置基準についての明記が不十分である。	2	これまで省令に規定されていた配置基準は、すべて網羅しております。
52	配置基準の引き上げが、保育料の引き上げにつながることを懸念する。	2	予算の総枠は変更しないことを前提とした制度設計を行っておりますので、今回の基準の引き上げにより、保育料が引き上げられることはありません。
53	施設長の資格要件を規定すべき。保育士資格、学校教諭免許、社会福祉主事任用資格を要件にすべきではないか。	2	保育所の施設長につきましては、広く人材を求める趣旨から特段の資格要件は求めておりませんが、引き続き研修等の開催により施設長の資質向上に努めてまいります。
54	保育所で集団生活をしていると、風邪をひきやすいので、子どもの医療費を無料化して欲しい。	2	子ども医療費支給制度の自己負担の上限額については、現行の「3歳から就学前まで」と同様の水準とすることが望ましいとする学識経験者等で構成された検討会からの提言や、本市の厳しい財政状況等を踏まえ、月額3千円としたものです。 本市としては、今後とも、多面的に子育て支援策の充実を図ってまいります。
55	配置基準の充実が必ずしも保育の質の向上にはならないのではないか。	2	配置基準の充実、子どもに多くの目が行き届くことになり、保育の質の向上に貢献するものです。
56	経験豊かなベテラン保育士の処遇を確保して欲しい。	2	保育士の処遇については、各保育園の方針によるべきものです。
57	待機児童が発生しているのであるから、面積基準を緩和して、両立支援を確実に行うべきである。	1	面積基準の緩和は期間限定で認められた特例であり、面積基準の緩和は、恒常的な待機児童対策にはならないうえ、子どもの処遇にも影響を与えるため、現在のところ考えておりません。
58	クラスが大集団化することを回避するために、クラスの配置の基準を規定すべきである。	1	複数の歳児をまとめた混成クラスなど、保育所によってクラス編成の考え方が異なるため、一律のクラス配置基準を規定することは困難です。
59	保育室の概念を見直して面積基準を規定すべきである。	1	面積基準は「従うべき基準」とされておりますので、保育室の概念を見直すことは困難です。
60	放射能の心配があることから、食材の検査について規定すべきである。	1	食材の放射能検査については、条例によって規定する対象ではありません。
61	食事を給食センターに集約化した方が、食材の検査や産地の確認が容易になり、食の安全を確保できるのではないか。	1	児童福祉施設において食事を提供する場合は、施設内で調理することが原則的に「従うべき基準」とされているため、給食センターへの集約化は困難です。
62	延長保育の堅持及び条例による明文化が必要である。	1	延長保育につきましては、自主事業という位置付けであり、すべての保育所で実施を義務付けるものではございませんので、基準を義務付けることは困難です。
63	夜間保育園及び小規模保育園の現状保障を行うべきである。	1	夜間保育園や小規模保育園につきましては、保育単価の設定や運営費の加算などにより配慮されております。
64	清潔な保育園にして欲しい。	1	衛生面につきましては子どもの影響が出ないよう管理の徹底を行ってまいります。建物の老朽化につきましては、計画的に改修を進めてまいります。
65	保護者及び職員が参加する評議委員会を設置すべきである。	1	保育所の運営手法につきましては、各保育所で工夫して取組みを進められていることから、条例によって特定の手法を義務付けるべきではありません。
66	所得格差で受けられる保育サービスが異ならないようにすべきである。	1	納入していただく保育料にかかわらず、入所している児童に一律の保育サービスを提供しております。
67	一般的に表現が難解でわかりにくい。保育所における設備の基準について、満2歳に満たない幼児を入所させる場合に、必ずほふく室が必要なのか、ほふくをしなければ乳児室で足りるのかわかりにくい。	1	条例化に当たりましては、わかりにくい骨子案の表現を一部修正のうえ、わかりやすい条文となるように努めました。満2歳に満たない幼児については、ほふくをする幼児はほふく室、ほふくをしない幼児は乳児室で足りるという趣旨ですが、この点につきましても誤解の生じない表現に改めました。
68	児童福祉法の改正に合わせて平成24年4月1日より、条例を施行することを評価する。	1	改正児童福祉法の施行に合わせて、平成24年4月1日より施行する予定です。
69	保育時間について30分の準備、記録等の時間保障をすべきである。	1	保育の準備、記録等の時間については、義務付ける性格のものではなく、条例という法形式に馴染まないものと考えます。

番号	市民の皆様の御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
70	年度末やお盆に休園する保育園があるので困っている保護者は多い。保育園を年中無休にして欲しい。	1	年度末やお盆の休所につきましては、引き続き開所するように指導してまいります。また、本市では、日曜日及び祝日に保育を実施する休日保育を市内6箇所で開催しております。
71	発達診断を行う医師を増員すべきである。	1	発達診断を行う医師の増員につきましては、今回の意見募集の趣旨とは異なるため回答を控えさせていただきます。
72	保育料を納付しない保護者の子どもが保育所に入所しているのはおかしい。保育所で保育料を徴収するように規定すべき。	1	保育料は児童福祉法第56条により、原則として市長が徴収するものとされており、保育料を納付しない世帯に対しては、財産や給与の差押えを実施することにより、保育料納付世帯との不公平が生じることのないよう、確実に保育料を徴収していくように努めてまいります。
73	京都市の天下りの人材を削って、やる気のある人を受け入れれば、保育の質は向上する。	1	一定の能力を備えた本市の退職者が、社会福祉法人等からの求人に基づいて、保育所に再就職をすることはありますが、熱意をもって保育に従事してもらっており、保育の質の向上にも寄与しているものと考えます。
74	保育の質を維持、向上できる基準にして欲しい。	1	省令による基準を上回る内容であるため、保育の質を維持、向上できるものと考えます。
75	条例化されていない部分が予算カットの対象となることを懸念している。	1	条例化は、地方分権改革推進計画の一環として実施するものであり、条例化されていないことを理由として予算削減の対象とすることは考えておりません。
76	どの地域の保育所でも障害児を受け入れるようにして欲しい。	1	本市ではすべての保育所において障害児を受け入れる余地がございますが、当該保育所の入所状況や職員体制等によって、受入れができないこともございます。引き続き障害児の受入体制がとれる保育所の整備に努めてまいります。
77	障害児や問題を抱えている子どもの相談窓口を設置して欲しい。	1	市内175箇所の保育所や児童館を地域子育てステーションに指定し、子育て相談や子育て講座の開催など、子育て支援の取組みを行っております。引き続き市民の皆様にご利用しやすい制度となるように周知の徹底を図ってまいります。

6 児童厚生施設に関する御意見（6件）

番号	市民の皆様の御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
1	<p>国が定める「最低基準」は、都鄙を問わずに一律に定めたものである。その基準は、必ずしも文化の成熟した都市の基準に合わせたものではなく、小規模な都の自治体、財政が脆弱な自治体に合わせたものである。</p> <p>施設の利用対象が0歳から18歳までの児童が利用し、その保護者も利用対象となる施設は、利用者のプライバシーが尊重されなければならない。一例として、施設内に「便所」を設置することは当然であり、京都市のように文化水準の高い都市の基準は、他の施設に定められている「男女別の便所の設置」を基準とすべきである。</p> <p>児童家庭課は、「児童厚生施設につきまして、現行の厚生労働省令による基準どおりの基準とします」との説明がなされているが、全国の「最低基準」より、より充実した、文化的でプライバシーが尊重される「京都市の基準」を条例化することが、京都市長や議会の責務であると考えているので、善処されたい。</p>	1	<p>当該条例骨子案におきましては、児童厚生施設に関して、「児童の遊びを指導する者」を配置すること及び「児童の遊びを指導する者」の資格要件を規定するほか、設置すべき設備等を定めることとしております。児童厚生施設の運営にあたりましては、当該条例案のほか、国の示す児童館や放課後児童クラブのガイドライン、本市の「京都市児童館活動指針」を踏まえて、子どもたちの健全な成長や子育て支援の充実に努めてまいります。</p>
2	職員体制について、現行の配置基準等を下回らない体制の確保に努めていただきたい。	1	<p>本市の児童館・学童クラブ事業は、いわゆる「一元化児童館」において、広く地域の児童を対象とした「自由来館事業」と昼間留守家庭児童対象とした「学童クラブ事業」とを施設的一元化して実施することを基本として、これまで現行の職員体制のもと施設運営を行ってまいりました。</p> <p>今回の条例骨子案における児童厚生施設の基準につきましては、現時点では、国の省令どおりとしていますが、今後、国において検討されております「子ども・子育て新システム」で学童クラブ事業の施設や人員配置などの基準を定めることが議論されているため、本市としましては、国の動向を注視するとともに、これまでの一元化児童館等の実施状況等を踏まえ、児童厚生施設の基準について、必要な検討を行ってまいります。</p>
3	今後も、「京都市児童館活動指針」に沿った諸事業が、継続的に実施できるよう設備基準等の規定整備の検討をお願いしたい。	1	
4	児童館における職員の表記が「児童の遊びを指導する者」となっているが、「児童厚生員」に改めるよう検討をお願いしたい。国の「児童館ガイドライン」などでも「児童厚生員」となっている。	1	
5	学童クラブ事業については、留守家庭児童の家庭に代わる「生活の場」「安心安全な居場所の確保」「集団での遊びを通じた健全育成」等の役割を引き続き担っていただくための規定整備の検討をお願いしたい。	1	

番号	市民の皆様の御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
6	<p>施設長のポストは重要であるにもかかわらず、他の施設基準に比べて、あまりにもその資格、資質が不明確、社会福祉的視点、視野の広さは欠かせない。その職務も、保護者に連絡するだけでなく、各関係機関との連絡調整、地域との連携が大きな役割である。このことを明記することで、学校や保健センターなどとの対等な関係が作りやすくなり、情報交換がしやすくなると思われる。</p> <p>運営内容が、ほとんど明記されていない。全国に誇る指針をもち、また児童館ガイドラインができたにもかかわらず、その内容が全く反映されていないのは、残念である。遊びを指導するだけでなく、地域のすべての子どもと子育て支援に責任を持っていることを明記すべきである。</p>	1	<p>当該条例案におきましては、児童厚生施設に関して、「児童の遊びを指導する者」を配置すること及び「児童の遊びを指導する者」の資格要件を規定するほか、設置すべき設備等を定めることとしております。</p> <p>施設の運営内容や施設長の職務等に関しましては、国の示す児童館や放課後児童クラブのガイドライン、また、本市の「京都市児童館活動指針」に記載されており、今後これらの内容も踏まえた施設運営を行ってまいります。</p>

7 児童養護施設に関する御意見（0件）

なし

8 情緒障害児短期治療施設に関する御意見（0件）

なし

9 児童自立支援施設に関する御意見（1件）

番号	市民の皆様の御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
1	生活指導の内容は良いと思う。	1	現在、本市には児童自立支援施設は設置されておりませんが、ご意見いただいたとおり、生活指導は非常に重要な要素であると考えております。

10 児童家庭支援センターに関する御意見（1件）

番号	市民の皆様の御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
1	相談室の設ける案が述べられているが、支援に当たっては、児童・保護者・その他第三者の人々の意向の把握することが重要であり、相談活動は第一義的なことだと思う。	1	現在、児童家庭支援センターは本市には設置されておりませんが、ご意見いただいたとおり、相談室の設置は不可欠であると考えています。